

# 協 定 書

岐阜県教育委員会（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）とは、特別支援学校が実施する建物の清掃に係る作業学習等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、特別支援学校高等部生徒の専門的な知識・技能の向上、企業内での作業学習等の推進を図るために定めるものとする。

（協力内容）

第2条 乙に所属する企業の求人情報の提供の他、乙は特別支援学校からの依頼により、業務に支障のない範囲で次の事項について協力するものとする。

- （1）校内作業学習等における教員及び生徒への技術指導及び助言
- （2）研修プログラム及び教材等の提供・貸出し
- （3）乙の指定する企業内での作業学習・職場実習

（実施方法）

第3条 前条に掲げる事項について、特別支援学校は別に定める様式により、乙に事業計画書を持参のうえ提出するものとする。

2 乙は、提出のあった事業計画書の事業内容について、会員企業と調整のうえ応諾する。

（協議事項）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙が誠意ある協議を行って決定するものとする。

（協定期間）

第5条 この協定書の有効期間は、平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から特段の申入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

以上の協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年 7月23日

（甲） 岐阜県教育委員会

教育長

（乙） 社団法人岐阜県ビルメンテナンス協会

会 長

## 協定書に係る取り決め事項

### 1 第2条関係

第2条で定める協力内容については、次のとおりの取扱いとする。

(1) 校内作業学習等における教員及び生徒への技術指導及び助言 ・原則として学校内にある機材、材料等を使用する。 ・協会の講師に係る謝金は支給しない。
(2) 研修プログラム及び教材等の提供・貸出し ・協会の所有する指導テキスト、研修用ビデオ・DVD等可能な範囲内で提供・貸出しする。
(3) 協会の指定する企業内での作業学習・職場実習 ・企業内作業学習とは、1・2年生を対象とした長期間(1~2ヶ月)の作業学習 ・職場実習とは、主に3年生を対象とした就労に向けた実習 ・実習場所への生徒の送迎については、学校等の対応とする。 ・実習時に必要な保険加入、事故等については、学校等の対応とする。 ・実習に参加する生徒の報酬等は支給しない。
(4) 協会に所属する企業の求人情報の提供 ・協会からの情報提供に基づき、特別支援教育課から各特別支援学校へ情報提供する。

### 2 第3条関係

「別に定める様式」については、別紙のとおりとする。